

## 2 地 下 水

- (1) 調査方法及び測定地点
- (2) 測定結果の概要
- (3) 環境基準の適合状況



## 2 地下水

### (1) 調査方法及び測定地点

この調査報告書は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づいて実施した県内の地下水の水質調査結果をとりまとめたものである。

#### ア 調査方法

調査は、「平成21年度地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、平成21年4月から平成22年3月まで実施した。

#### (ア)調査地点

水質調査地点数は、次のとおりであり、またその位置は、別紙のとおりである。

区分	市町村数	地 点 数
概況調査（定点方式）	7	21
概況調査（ローリング方式）	22	23
継続監視調査	4	5
計	33(23)	49

( )内は、重複を除いた市町村

#### (イ)測定項目

水質の測定は、主として「地下水環境基準」に定める次の項目について実施した。※

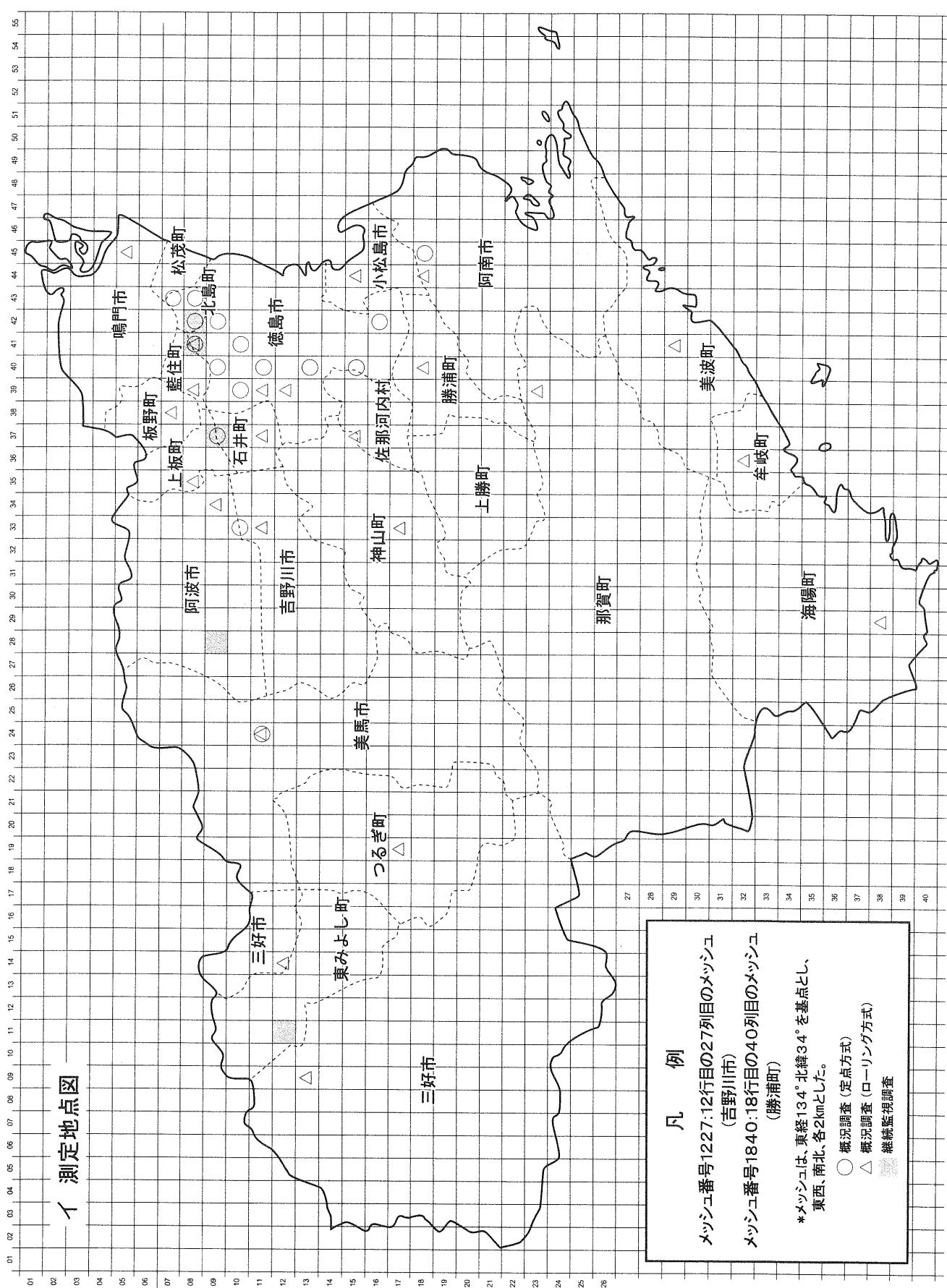
健康項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素

その他項目：p H、塩素イオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、E P N

※健康項目及び要監視項目の一部は平成21年11月30日に改正されているが、この結果では改正前の区別で記載している。

#### (ウ)測定機関

機 関	名
国 土 交 通 省	(四国地方整備局徳島河川国道事務所・那賀川河川事務所・四国技術事務所)
徳 島 県	(環境管理課・南部及び西部総合県民局・保健環境センター)
徳 島 市	(環境保全課)
美 馬 市	(環境衛生課)
北 島 町	(生活産業課)



## (2)測定結果の概要

平成21年度においては、県下の23市町村、49地点で調査を実施した結果、全ての地点及び項目について、環境基準を達成していました。

## (3)環境基準の適合状況

測定項目	概況調査(定点)			概況調査(ローリング)			継続監視調査			環境基準
	調査地点数	適合の地点数	超えた地点数	調査地点数	適合の地点数	超えた地点数	調査地点数	適合の地点数	超えた地点数	
カドミウム	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.01 mg/L以下
全シアン	12	12	0	19	19	0	0	0	0	検出されないこと
鉛	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.01 mg/L以下
六価クロム	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.05 mg/L以下
砒素	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.01 mg/L以下
総水銀	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	1	1	0	17	17	0	0	0	0	検出されないこと
P C B	4	4	0	0	0	0	0	0	0	検出されないこと
ジクロロメタン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.02 mg/L以下※
シス-1, 2-ジクロロエチレン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	19	19	0	19	19	0	0	0	0	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	21	21	0	19	19	0	2	2	0	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	21	21	0	19	19	0	2	2	0	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.002 mg/L以下
チウラム	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.006 mg/L以下
シマジン	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.02 mg/L以下
ベンゼン	14	14	0	19	19	0	0	0	0	0.01 mg/L以下
セレン	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	14	14	0	23	23	0	3	3	0	10 mg/L以下
ふつ素	12	12	0	19	19	0	0	0	0	0.8 mg/L以下
ほう素	12	12	0	19	19	0	0	0	0	1 mg/L以下
合 計	21	21	0	23	23	0	5	5	0	

※H21.11.30に基準値変更 (0.02mg/L以下 → 0.1mg/L以下)

